

令和 2 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 2 年 2 月 7 日

令和 2 年 2 月 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和2年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
2月 7日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第1号～第2号、議案第1号～第4号)	

提出議案等

(令和2年2月7日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について」
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号) 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号) について」
- 議案第 1号 令和元年度西原村一般会計補正予算(第7号) について
- 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 4号 工事請負契約の締結について

目 次

第1号（2月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
欠席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第4号）	5
日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」	8
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第2号）令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」	9
日程第 6 議案第 1号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）について	11
日程第 7 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第 8 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第 9 議案第 4号 工事請負契約の締結について	19
閉 会	20
署 名	21

第 1 号 (2 月 7 日)

令和2年第1回西原村議会臨時会会議録

令和2年2月7日、令和2年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和2年2月7日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第4号）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」
- 日程第 6 議案第 1号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 7 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第 4号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

8 番	林 田 直 行 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	目 床 順 司 君
総務課長	須 藤 博 君
企画商工課長	林 田 浩 之 君
復興建設課長	吉 井 誠 君

○議長（宮田勝則君）皆さん、こんにちは。

本日は林田議員より欠席届が出ております。

令和2年第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、西口義充君、6番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）改めまして、皆さんこんにちは。今日はお世話になります。

令和2年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、専決処分の報告及び承認、令和元年度一般会計補正予算及び工事請負変更契約等の締結についてお願いするものでございます。

今回、令和元年度一般会計の補正予算の主要な事業につきましては、防災公園整備工事に関する補正予算を要求させていただいております。過去に類を見ない大事業でありますので、補足追加してご説明をさせていただきます。

西原村は今まで、ここが村の中心であるということに乏しいこともあり、小さな拠点づくり、村づくり建設に何回も検討を重ねて本事業に着手してまいりました。しかし、平成28年4月熊本地震が発生し、計画を延期せざるを得ない状況となり、建設用地は仮設住宅建設となり、今まで貴重かつ重要な役割を果たしてまいりました。

その後、災害公営住宅の建設やそれぞれの自宅の再建等で退去が進み、空き家が目立ち、防犯上の問題や入居者のコミュニティー等を考慮し、昨年未までに集約が完了しております。本年1月から空き家の解体工事を進めてお

り、3月末までに解体を終える予定であります。よって、A棟、B棟を除く解体跡地が更地になりますので、まずはできるところからということで着工しようということで、今回の補正予算での要求が認められ、本臨時会の予算の計上となったところであります。

今臨時会で補正予算の提案ができましたことは、議員各位にもお礼を申し上げます。議員全員の皆さん方と私と予算の要求に上京し、その後、執行部で再度要望活動を実施し、今回の予算措置となりました。このことは、議会と執行部が一枚岩であり、各省庁からも即予算執行ができると判断され、予算措置を頂いたものと思うものであります。

地震がなかったら今の時点では完成していた施設であります。地震発生により、いろんなことを体験し勉強もさせていただきました。災害を経験したからこそ、内容についても災害対応の空調や水問題、公園施設、スポーツ施設、イベントにも対応できる施設として、県との協議を重ねてそれぞれの意見を尊重し、計画を立てております。財政面につきましても、有利な交付税措置が活用できるようになり、一般財源を抑えるようにもなりました。

令和元年度の補正予算でありますので、未契約の繰越しは許されず、本年度の契約繰越しでありますので、本日の臨時会での提案となりました。ご理解を頂きたいと思っております。

本村にとりましても、50年、100年に一度の大事業であります。現在の最大のピンチを最高のチャンスと捉え、創造的復興、そして復興のあかしとして慎重かつ迅速に結果を求めて建設できたらと思っております。議員各位のさらなるご指導とご協力をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,111万2,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、秋田原2号取水ポンプの故障により、早期復旧を行うための費用が必要となりました。このような必要な措置を講じるための予算措置が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ785万7,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、小牧2号の水中ポンプが故障により、早期復旧を行うための費用が必要となりました。このような必要な措置を講じるための予算措置が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第1号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,662万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、土木費国庫補助金、特定地区公園事業及び道路新設改良事業への社会資本整備総合交付金3億2,832万5,000円の増額補正、特定地区公園事業及び道路新設改良事業における公共事業等債3億2,160万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、防災公園等整備事業工事請負費6億円の増額補正、道路新設改良費5,285万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号から議案第3号、工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

議案第2号から議案第3号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

以上2件につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第4号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第4号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（桑鶴）。

以上につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、復興建設課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、承認2件、議案4件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。
暫時休憩します。

（午後 1時11分）

（午後 1時51分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、承認第1号につきましてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

専第1号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,111万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年1月7日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節15工事請負費486万2,000円の増額補正、この財源につきましては、予備費より486万2,000円を補填するものであります。

この件につきましては、秋田原2号取水ポンプにつきまして、絶縁不良が

原因で故障していることが判明しております。通常、取水ポンプは1号、2号の交互運転での運用となっておりますが、1台での運用となるとポンプに過剰な負担がかかり、さらに故障するリスクが高くなると予測され、予備ポンプ等もないため緊急時の対応ができない状況となっております。そのため、秋田原2号取水ポンプの早期復旧を行うための費用として、専決処分として予算を計上させていただきました。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、承認第2号につきましてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年2月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

専第2号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次

に定めるところによる。

第2条、令和元年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

表中の支出、科目、第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予算額568万7,000円、補正予算額217万円、計785万7,000円。

令和2年1月7日専決、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2原水設備工事費、節2工事請負費217万円の増額補正、この財源につきましては、建設改良積立金より217万円を補填するものであります。

この件につきましては、令和元年度工水単第1号、西原村工業用水道事業小牧2号井戸更生工事のポンプ引揚げ及び水中カメラ調査により、小牧2号の水中ポンプ及び制御ケーブル及び揚水管が故障していることが判明いたしました。このポンプに関しましては、昭和40年代に小牧土地改良区より譲り受けたものであり、既に50年以上動いていたということが分かっております。

通常、ポンプは1、2号の交互運転での運用となっておりますが、1号での運用となるとポンプに過剰な負荷がかかり、さらに故障するリスクが高くなると予測され、予備ポンプ等もございませんので緊急時の対応ができない状況でした。そのため、秋田原2号取水ポンプの早期復旧を行うための費用として、専決処分として予算を計上させていただきました。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

訂正いたします。秋田原と申しましたけれども、小牧2号井戸ということで訂正させていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

今回の工事に関して、進出されている企業さんに迷惑はかからなかったのかだけです。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）説明いたします。

企業さんに関しましては、1号、2号と交互運転のポンプのため、2号機が壊れていましたので1号機のみで運用となっております。また、各事業所、工業団地の中には貯水槽というものがありまして、約半日から1日程度の水はそこで備蓄されていますので、大丈夫だったということをお伺いしております。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

秋田原のポンプの取替えと小牧のとはちょっと値段も違うと。大きさが違うわけですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）秋田原水源地のやつが、ポンプの大きさは……。

ちょっとすみません、休憩させてもらって。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時03分）

（午後 2時12分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）説明いたします。

ポンプの揚程、深さとか、あとはポンプの規格によって金額が変わってあります。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第6、議案第1号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,662万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いします。

第2表継続費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業、総額20億2,791万円、年度及び年割額、令和元年度6億円、令和2年度7億円、令和3年度7億2,791万円。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、12公共事業等債（特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業）、13公共事業等債（道路新設改良事業）、限度額、3億円、2,160万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

次に、主な歳入歳出補正についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金3億2,832万5,000円の増額補正、特定地区公園事業総合体育館建設工事への社会資本整備総合交付金防災・安全交付金及び道路新設改良事業への社会資本整備総合交付金の増額補正でございます。

款22村債、項1村債、目2公共事業等債3億2,160万円の増額補正、特定地区公園事業総合体育館建設事業及び道路新設改良事業分の増額補正でございます。

次に、9ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費6億20万9,000円の増額補正でございます。特定地区公園事業総合体育館建設工事等の増額補正でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費5,285万4,000円の増額補正でございます。村道役場堤下線道路改良事業関係予算の増額でございます。

そして、予備費を1,540万7,000円減額しております。

次に、10ページをお願いします。

4ページでご説明いたしました継続費に関する調書を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

金額的なことじゃありませんで、ちょっと平面図を見ておまして、2階から、平面図の5ページですけれども、テラスから右に滑り台と書いてあります。これ認定品と書いてあります。この滑り台はどういう目的で造られたのか、ちょっとお聞きしたいと思いますし、これは、図面ではコンクリート製品とか書いてありますけれども、子どもたちが非常に活用すれば危ないのかなと思いつつ見ておりました。ちょっとそこだけ説明してください。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時22分）

（午後 2時23分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほどご質問いただきました滑り台につきましては、緊急避難時用の滑り台になっております。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）滑り台は認定品と書いてありますけれども、これは何でできているんですか。コンクリートじゃないんですか。日頃、子どもたちがもしこれに乗って滑って倒れたら大事故になりますので、そこも調べておいてください。結構、勾配急ですので、それに長さが長いので、どんな滑り台なのかな、ちょっとお聞きします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時25分）

（午後 2時33分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）この滑り台につきましての部材につきましては、一応スチール製ということでございます。高さ的には5mほどの高さから滑り降りるといような形になります。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）図面もらうとすぐ分かるんですけども、本当に5mなのか、6m近くあるなど私は見ているんです。

今、ここ、天井は何mだと思いますか。（「3.5」の声）4m。これがあと2mくらい高くなっても高いと。それから45°で下りるといことは非常に危険と。この角度ですよ。35°はありますよ。

まあ1回検討していただいて、本当に安全なのかを一応調べてください。それから、報告はまた頂くといいと思います。まずは工事を進めなくてはなりませんので、後で報告をしてください、決まりましたら。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）確認して、またご報告申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、まずは今の建物について、図面を今日見せていただいただけで、ど素人といいますが、健常者以外の方は2階にはスムーズに上がれるのかなというのが一つと、もう一つは、先ほど説明いただきましたけれども、今回の建物の件とは関係ありませんけれども、先ほど言いました運動する部分に当たって、やはりできれば要望といいますが、教育委員会あたりともうちょっと今度、広場、施設周りをするに当たっては、予算等を組まれるに当たっては協議していただきたいというのが要望です。

1つ目は体育館の中の話です。2つ目は、できればもう一度、今後、外柵周りですか、今の予算とは関係ありませんけれども、それをされるときは教育委員会あたりとか、また陸上部の監督もおられますし、取り組んでいただきたいと思います。

先ほどは、説明で、はい分かりましたでどうも終わってしまいはしないかと思えます。企画課長はご存じかどうか知りませんが、小学校問題で夕方の社会体育をどうしようかと今検討をやっておりますので、ぜひとも一緒に協議をやっていただき、予算を、本格的コース等を造るに当たってはもう一度検討をお願いしたい。要望です。

○議長（宮田勝則君）まず、1点目につきまして、健常者ということですが、障がい者の方ですよ。（「そうそう、以外の方がスムーズに上がれるのか」の声）2点目は、建物の外周の利用に関してもっと協議をやっていただきたい、できるのかを含めてのことですね。（「はい」の声）

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）まず、1点目のご質問につきましては、体育館

内にエレベーターを設置しております。そちらのほうの利用でかなうのかなというふうに思っております。

2点目につきましては、教育委員会あたりとまた協議をしながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）ありがとうございます。報告をお待ちしております。

今、陸上、あさっての件を言うと失礼ですけども、郡市対抗で男子の部で1人の子が不知火辺りを走ります。そうやってみんな頑張っております。中学校も、今はえがお健康スタジアムですか、いざ練習のときはあそこまで送り迎えしてやっております、コートがありませんので。だから、せっかく造るわけですからしっかり検討していただきたいと思います。報告も待っております。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

9ページの河原団地災害復旧工事についてですけども、これに関しましてはどのような内容の工事なのか、それとまた、これに関して保険等は使えるのかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、今回の補正予算として要求させていただきましたのは、緊急的に対応させていただきたいということでの意味合いでございます、先般、先月27日、強風が県内吹き荒れまして、その中で河原住宅の屋根が強風で吹き飛ばされたという、1棟ですね、状況でございました。

そこにお住まいの方も当然いらっしゃったんですけども、たまたま退出される空きの部屋がございましたので、取りあえずそこに移っていただいて今、生活していただいているところでございまして、その分に関しまして設計委託と復旧工事の分の予算でございます。

これにつきましては、全国公営住宅火災共済機構への加入はしておりまして、この災害につきましても見舞金として頂くということでの確認は取れているところでございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか、今ので。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

9ページになります。款7土木費、目2、節13、15の委託料と工事請負費ですけども、整備計画をもらっております。この距離で委託料が発生して、工事請負費が4,500万円と委託料が785万4,000円ということでしょうか。ま

た、この内容のほうを教えてください。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お答えいたします。

この事業に関しましては、以前、滋賀県の大津市ですか、未就学児の事故があったと思うんですけども、その緊急対策として国から補助が出ております。

工事の内容としましては、お手元の資料の保育園の図面があると思うんですけども、その135m区間に歩道を設けるという事業になります。地震前から継続して行っております役場堤下線の計画は、右下に設計済み区間ということで記しているんですけども、そこまで歩道ができる予定でした。それから先は結構、用地の問題とかそういう関係で歩道ができない状況になっておりましたので、今回は保育園の運動場と駐車場区間の135m区間を整備することを計画しております。

内容としましては、測量設計費と、期間がありませんでしたので用地測量も含めております。歩道の整備につきましては、今まだ補助金の申請等もしておりませんので、設計しながら県と情報交換をして企画等を詰めて、これからやっっていこうかと考えております。以上になります。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、今回の予算というのは赤い範囲の135mということですけども、反対側のほうも広がってきております。黒い区間からちょっと先のほうが、ちょうど直角の上ぐらいに家が2軒、両脇にあると思いますけれども、この辺から先というのが、やはりまだ今、交渉的にはどうなっているのかを教えてくださいたいんです。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）役場堤下線の東側の用地関係につきましては、地震前からずっと交渉しておりました。民家の区間と、あと1件分がまだ終わっていない状況です。あとは条件があったりとかして、里道とか水路を付け替えたりするのはもうほとんど終わっていますので、実質、あと3件程度ということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

同じ9ページの先ほどの、ちょっとダブって申し訳ありません。河原団地の災害の件です。

今でも分かるなら伺いたいんですけども、災害の規模といいますか、どれぐらいだったのかというのを、相当ひどかったのか云々という、実は、うちの公民館も、ほかも一緒だと思いますけれども、今までは地震の保険にっぱい入っていますけれども、なかなか総合にいくと、うちのところで21万

円かかるそうです。どうしようかこうしようかと今悩んでいるところです。ただ、幸か不幸か、残念な事例ですけれども、河原団地の災害が出まして、見ましたら相当な金額がかかるようで、やっぱりそういうのをちょっと参考にさせていただければと思って。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、被害の規模についてご説明させていただきます。

1棟、20号につきましては、屋根が飛ばされておりまして、天井、壁、床等が損壊しております。隣接しております18号、17号につきましては、20号から飛ばされました屋根等が壁であったり屋根のほうに一部飛んできておりまして、そこが壊れております。そういった状況でございます。

保険につきましては、これはあくまでも全国公営住宅火災共済機構ということで公営住宅を主眼とした機構でございますので、なかなか民間のそういった建物等との一概に比較対象には難しいのかなと判断いたします。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）ありがとうございました。

保険の違いがあるのはよく理解しております。一般的にはただの火災保険しか入っておりませんので。しかしながら、現実に風災害が起こったことに関して少しは地域でも検討していくべきかなと思っていますので、もしかして写真等撮って見せていただけるものであるならば、地域で会合するときに出してみたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えします。

今回被災した状況の写真につきましては、特に見せることは可能かと思えますので。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第2号から日程第8、議案第3号までの工事請負変更契約

の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) それでは、議案第2号及び第3号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西小規模第6号、小規模住宅地区等改良工事(上布田11)。

2、変更前契約金額6,257万1,020円(税抜き額5,769万8,001円)。変更後契約金額8,116万1,072円(税抜き額7,459万8,000円)。1,859万52円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、株式会社下村組、代表取締役、下村一恵。

工事の内容を説明いたします。

道路側溝300掛ける300、106m、同じく道路側溝400掛ける400、31m、集水桝8基、アスファルト舗装635㎡となっております。

続きまして、議案第3号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(上布田11)。

2、変更前契約金額1億6,424万8,120円(税抜き額1億5,171万5,001円)。変更後契約金額1億9,910万3,512円(税抜き額1億8,344万1,000円)。3,485万5,392円の増となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、株式会社下村組、代表取締役、下村一恵。

工事の内容を説明いたします。

湧水が見られた箇所が多数ありまして、ブロック積みの基礎、その下に施工する安定処理工をコンクリート打設に変更しております。これが508㎡となっております。道路側溝300掛ける300、32m、アスファルト舗装110㎡。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたし

ます。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第4号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西滑動第60号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(桑鶴)。

2、契約金額6,523万円(税抜き額5,930万円)。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、有限会社堀田建設、代表者取締役、堀田賢司。

工事の内容を説明いたします。

もたれ式擁壁576㎡、ブロック積み94㎡、コンクリート舗装97㎡。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員(桂 悦朗君) 9番、桂です。

桑鶴の坂田さん、ここは私も1回行って、状況を見てちょっと話をしたんですが、コンクリでされるのが一番嫌いだということで言われて、自然は自

分はもうそのままにしておってほしいということだったんですが、お話の結果、何か今コンクリですということ、どういう状況になったか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）桑鶴のお池さんの先の件なんですけれども、ここに関しては、桂議員が言われていましたとおり、当初はブロック積みとか、もうあまり長くないのでこのままでという話があっただけで、その後、何回か職員が行ったりとか、隣の住人さんがご親戚か何かからしくて、やっぱりちょっと危ないとか怖いということで説得を行った結果、安全が第一ということで工事に賛同いただきまして、同意書とかそういうのを頂きまして工事に至るようになりました。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）本人さんが納得されて、それでいいですよということであれば結構だと思います。私も安全が第一ですよという話はして、ブロック積みになりますけれどもという話をしていたんですが、自分の土地であるものですから、上も下も自分の土地だと言われていたものですから、どうしても自然を守りたいということだったので、今話を聞いて、坂田さんのほうの了解を得ているということであれば結構だと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって令和2年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午後 3時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

5 番議員 西 口 義 充

6 番議員 上 野 正 博